**9.11豪雨支援情報**

●被害を受けた住宅の修理費などを助成します

　申請の前に手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

内容　9.11豪雨で被害を受けた住宅の修理、解体、建築、購入、宅地の復旧を行う場合、工事費用の一部を助成

補助金の割合　修理費などの40％（限度額40万円）

対象　次のすべてを満たすこと

市内の住宅で所有者が居住していること　施工業者を利用して10万円以上の修理工事を行うこと　工事が平成30年3月20日までに完了すること　9.11豪雨被害の修理工事などで補助金を受けていないこと　9.11豪雨被害のり災証明書（宅地復旧は被災証明書）を受けていること

建築住宅課住宅計画係 23-8054

**福祉**

●障害者が利用する軽自動車などの減免制度があります

　障害のある人は、軽自動車税や自動車税の減免を受けられる場合があります。対象になる車両は一人一台です。

※前年度に減免を受けた人には、申告書を郵送します。

**軽自動車の減免申請**

申請期間　5月15日～24日

持ち物　車検証、各手帳（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）、運転者の運転免許証、認印、納税者の個人番号カード（通知カード）か個人番号が記載された住民票など、申請者の身元確認書類（運転免許証など）

提出先　税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課税務担当

**普通自動車の減免申請**

　詳しくは県北部県税事務所（91-0705）へお問い合わせください。

申請期限　5月24日まで

 税務課市民税担当 23-2148

●障害者や高齢者への移動費助成制度があります

**福祉向けの助成**

福祉タクシー利用助成

内容　1枚600円のタクシー券を月4枚交付

対象　世帯全員が住民税非課税で、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかの障害に該当する人

心身障害者自動車等燃料費助成

内容　1枚500円の助成券を月4枚交付

対象　世帯全員が住民税非課税で、次の要件のいずれかに該当する人

身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人で、自動車などを所有し運転している人、または障害者所有の自動車を運転する人が同一世帯にいる人　身体障害者手帳下肢障害3級の人で、自動車などを所有し運転している人　療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級の人のうち、障害者のために運転する人が同一世帯にいる人

●共通事項（福祉向けの助成）

持ち物　身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、印鑑、車検証・免許証（燃料費助成のみ）、本人か申請者の個人番号カードまたは通知カード

申込　社会福祉課障害福祉係か各総合支所市民福祉課地域福祉担当に申し込み

**高齢者向けの助成**

高齢者タクシー利用助成

内容　1枚600円のタクシー券を月2枚交付

対象　次の要件をすべて満たす在宅の高齢者

世帯員全員が65歳以上の人　要支援、要介護、事業対象者のいずれかに認定された人　住民税非課税世帯、生活保護受給世帯

高齢者福祉有償運送利用助成

内容　助成券を月2枚交付し、通院などで利用する福祉有償運送の迎車料金（全額）、乗車料金の乗車距離1kmごとに50円を超える額、待機料金の10分ごとに50円を超える額を助成

対象　65歳以上の在宅高齢者で要介護3～5の認定を受け、交通機関を利用するのが困難な人

●共通事項（高齢者向けの助成）

持ち物　介護保険証、印鑑、本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）、個人番号通知カードなど

申込　高齢介護課高齢福祉係か各総合支所市民福祉課地域福祉担当に申し込み

**共通事項**

　上記福祉向け・高齢者向けの各助成や、重度障害者福祉有償運送利用助成、グループタクシー利用助成の重複利用はできません。また、社会福祉施設に入所している人、3カ月以上入院している人は利用できません。

社会福祉課障害福祉係　23-2167

高齢介護課高齢福祉係　23-6085

●介護用品の購入を支援します

　在宅の高齢者を介護している家庭の負担軽減のため、紙おむつなどが購入できる助成券を交付します。詳しくはお問い合わせください。

対象商品　紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤

助成額　住民税非課税の世帯（単身世帯を除く）：1カ月当たり2,500円、それ以外の世帯：1カ月当たり1,500円

対象　要支援か要介護の認定を受け、常時失禁状態にある60歳以上の在宅高齢者を介護する家族など

※高齢者が介護保険施設に入所してい　る場合は対象になりません。

持ち物　介護保険証、印鑑、本人確認書類（運転免許証など）、個人番号通知カードなど

高齢介護課高齢福祉係 23-6085　 各総合支所市民福祉課地域福祉担当

●軽度の生活援助を行います

　利用を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

対象　世帯全員が65歳以上で、軽度な生活の援助を必要とする人（事業対象者・要介護・要支援の認定者はのみ対象）

内容　衣類の洗濯、住居の掃除・整理整頓、生活必需品や食材の買い物、関係機関との連絡　雪かき、草むしり、朗読、代筆、軽微な補修

利用者負担金　生活保護世帯：無料、住民税非課税世帯：1時間100円、住民税課税世帯：1時間200円

利用限度　1カ月あたり12時間まで

持ち物　介護保険証、印鑑、本人確認書類（運転免許証など）、個人番号通知カードなど

高齢介護課高齢福祉係 23-6085　 各総合支所市民福祉課地域福祉担当

●手当額が変わります

　平成29年4月以降の手当額が改定されました。平成28年全国消費者物価指数の実績値が対前年比で下落したため、各手当額は引下げとなります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手当 | 3月分まで | 4月分から |
| 児童扶養手当（全部） | 42,330円 | 42,290円 |
| 児童扶養手当（一部） | 42,320円～9,990円 | 42,280円～9,980円 |
| 特別児童扶養手当（1級） | 51,500円 | 51,450円 |
| 特別児童扶養手当（2級） | 34,300円 | 34,270円 |

特別障害者手当・障害児福祉手当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手当 | 3月分まで | 4月分から |
| 特別障害者手当 | 26,830円 | 26,810円 |
| 障害児福祉手当 | 14,600円 | 14,580円 |
| 福祉手当（経過措置分） | 14,600円 | 14,580円 |

子育て支援課児童福祉係 23-6045

社会福祉課障害福祉係 23-2167

●特別弔慰金の請求は済んでいますか

　戦没者などの死亡当時の遺族のうち、平成27年4月1日現在で公務扶助料や遺族年金などを受けている遺族（戦没者の妻、父母、子など）がいない場合、三親等内の先順位である遺族1人に特別弔慰金が支給されます。

　請求手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

請求期限　平成30年4月2日まで

※請求期限を過ぎると、時効により請　求権が失われます。

支給内容　額面25万円、5年償還の記名国債を支給

※市の請求受け付けから国債交付まで　1年近くの期間が必要となります。

社会福祉課地域福祉係 23-6012　 各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**市民発**

　詳しくは、各団体にお問い合わせください。

●古川にほんご教室受講生募集

日時　毎週土曜日　13時～15時

場所　中央公民館

対象　日本語を習いたい外国人

会費　年2,000円（テキスト代別）

※ボランティア講師も募集中。

 大内 090-9635-5965

●古川植物愛好会春の野草展

日時　4月22日　10時～16時、

23日　9時～16時

場所　古川東部コミュニティセンター

内容　春の山野草の展示、食草（山菜）・毒草の展示と見分け方、チャリティ即売

 高橋 28-3601

●長持唄全国大会は中止となりました

　6月11日 日曜日に大崎市民会館で開催を予定していた、第17回長持唄全国大会は、主催者の都合により中止となりました。

長持唄全国大会事務局 片倉

090-2957-1186